年　　　月　　　日

近隣にお住まいの皆様

住宅宿泊事業開始のお知らせ

　以下の住宅において、住宅宿泊事業法に基づく事業（いわゆる民泊）を予定しています。ついては、墨田区の「住宅宿泊事業の実施運営に関するガイドライン」に基づき、以下のとおり事前周知を行います。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の用に供する住宅の所在地 | 墨田区　　　　　　　丁目　　　番　　　　号 |
| 住宅宿泊事業者 | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
| 連　絡　先 |  |
| 住宅宿泊管理業者 | 住　　　所 |  |
| 氏　　　名 |  |
| 連　絡　先 |  |
| 住宅宿泊事業を開始しようとする日 |  |
| 住宅宿泊事業開始後の緊急時連絡先 |  |
| 苦情への対応方法 |  |
|  |  |
| 住宅宿泊事業法第９条第１項に基づき、宿泊者に対して以下のとおり説明を行い、周辺地域の生活環境に配慮して営業を行います。 |
| 騒音の防止のために配慮する事項 |  |
| ごみの処理に関し配慮すべき事項 |  |
| 火災の防止のために配慮すべき事項 |  |
| 喫煙に関して配慮すべき事項 |  |
| その他配慮すべき事項 |  |